

改正	平成16年7月9日杉並第29066号	平成17年6月1日杉並第12886号
	平成19年5月18日杉並第12427号	平成21年6月1日杉並第14992号
	平成23年6月14日杉並第15326号	平成24年7月27日杉並第13736号
	平成24年9月24日杉並第33144号	平成25年7月10日杉並第20270号
	平成27年8月20日杉並第26942号	平成28年2月1日杉並第61008号
	平成28年9月30日杉並第20565号	平成30年6月29日杉並第19009号
	令和元年5月24日杉並第9794号	

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区が民間の福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し第三者評価受審経費を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。

(交付の対象)

第3条 この要綱による補助金は、第三者評価（公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置された東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）が別表に掲げるサービスについて行うもの）を受審する施設を運営する事業者に交付する。ただし、施設は杉並区内に所在地があるものに限る。

2 別表2に定める施設への補助は3年度の間1回を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第三者評価受審経費又は別表に掲げるサービスに応じそれぞれ同表に掲げる補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内において区長が定める。ただし、第三者評価受審経費に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、区長宛てに提出するものとする。

2 前項の申請に当たり、認証評価機関とのサービス評価受審契約の見積金額が30万円を超えるときは、申請者は、2以上の評価機関から見積書を徴収し、全ての見積書を申請書類に添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、別に定めるところによりその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更する場合はあらかじめ補助金変更等申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて区長宛てに提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金変更等承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知する。

(社会福祉法人の交付申請等)

第8条 前3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第4号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の例によるものとする。

(補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、区が定める期限までに補助金交付請求書（第6号様式）に事業実績報告書（第7号様式）を添えて補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、請求及び事業実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは速やかに補助金を交付する。

3 前項の審査については、交付決定者が契約した認証評価機関による評価結果が、とうきょう福祉ナビゲーション（東京都福祉サービス評価推進機構が評価結果を掲載するウェブサイト）に公表されていることの確認を含むものとする。

（交付決定内容の変更）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を変更することができるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4） その他、区長が交付決定を取り消すことが適当であると認められる事実が発生したとき。

（調査の実施）

第11条 区長は適正な交付を行うために必要と認めるときは、交付決定者に対し、現地調査、文書等の掲示又は提出を求めることができる。

（補助金の返還）

第12条 区長は、前2条の規定により補助金の交付決定額の全部または一部を変更した場合において、既に交付決定者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその全部または一部の返還を求めることができる。

（補助金の経理等）

第13条 交付決定者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、交付決定者が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から適用する。

附 則（平成16年7月9日杉並第29066号）

この要綱は、平成16年7月1日から適用する。

附 則（平成17年6月1日杉並第12886号）

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月18日杉並第12427号）

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日杉並第14992号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月14日杉並第15326号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月27日杉並第13736号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日杉並第33144号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月10日杉並第20270号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月20日杉並第26942号）

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則（平成28年2月1日杉並第61008号）

この要綱は、平成28年1月20日から適用する。

附 則（平成28年9月30日杉並第20565号）

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成30年 6 月 29 日 杉並第 19009 号）
この要綱は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 24 日 杉並第 9794 号）
この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

（1） 原則として毎年度受審

サービス種別		補助上限額
高齢者施設	認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む。）	1 事業者当たり 60万円

（2） 原則として3年度に1回受審

サービス種別		補助上限額
高齢者施設	指定介護老人福祉施設（東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の対象となる施設を除く。）	1 事業者当たり 60万円
	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）	1 事業者当たり 30万円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	
	認知症対応型通所介護	
	訪問介護	
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム又はケアハウスで行われるものに限る。）	
	福祉用具貸与	
	居宅介護支援	
	通所介護【デイサービス】	
	短期入所生活介護【ショートステイ】	
	地域密着型通所介護	
	介護老人保健施設	
軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）		
障害者施設	居宅介護	
	短期入所（医療型）	
	児童発達支援又は放課後等デイサービス	

様式 略